

令和6年 第19回  
教育委員会臨時会会議録

令和6年9月25日（水）

港区教育委員会

港区教育委員会会議録

第2643号  
令和6年第19回臨時会

日 時 令和6年9月25日（水） 午前10時00分 開会

場 所 港区役所7階 教育委員会室

|       |          |         |
|-------|----------|---------|
| 「出席者」 | 教 育 長    | 浦 田 幹 男 |
|       | 教育長職務代理者 | 田 谷 克 裕 |
|       | 委 員      | 鈴 木 令 奈 |
|       | 委 員      | 中 村 博   |

|        |     |         |
|--------|-----|---------|
| 「欠席委員」 | 委 員 | 山 内 慶 太 |
|--------|-----|---------|

|                  |              |         |
|------------------|--------------|---------|
| 「説明のため出席した事務局職員」 | 教 育 推 進 部 長  | 山 本 睦 美 |
|                  | 学 校 教 育 部 長  | 吉 野 達 雄 |
|                  | 教 育 長 室 長    | 野 上 宏   |
|                  | 生涯学習スポーツ振興課長 | 中 林 淳 一 |
|                  | 図書文化財課長      | 齊 藤 和 彦 |
|                  | 教育人事企画課長     | 大久保 和 彦 |
|                  | 教育指導担当課長     | 清 水 浩 和 |

|       |             |         |
|-------|-------------|---------|
| 「書 記」 | 教 育 総 務 係 長 | 若 木 康 治 |
|       | 教 育 総 務 係   | 榮 友 美   |

「議題等」

日程第1 審議事項

- 1 港区立幼稚園教育職員の人事について（非公開）
- 2 港区会計年度任用講師の任用等に関する規則の一部を改正する規則について

日程第2 報告事項

- 1 港区スポーツ推進委員の解任について
- 2 港区立郷土歴史館展示室等の休室について
- 3 学びの多様化学校の設置について
- 4 後援名義等の8月使用承認について
- 5 生涯学習スポーツ振興課の8月事業実績について
- 6 生涯学習スポーツ振興課の各事業別利用状況について
- 7 生涯学習スポーツ振興課の10月事業予定について

- 8 図書館の8月分利用実績について
- 9 図書館・郷土歴史館の8月行事实績について
- 10 図書館・郷土歴史館の10月行事予定について
- 11 10月教育人事企画課事業予定について
- 12 みなと科学館の8月利用状況について

「開会」

○教育長 ただいまから、令和6年第19回港区教育委員会臨時会を開会いたします。

本日は山内委員から、所用により欠席とご連絡を頂いております。

(午前10時00分)

「会議録署名委員」

○教育長 日程に入ります。本日の署名委員は、鈴木委員にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

「本日の運営」

○教育長 まず、本日の運営について、お諮りをいたします。

日程第1「審議事項」第1「港区立幼稚園教育職員の人事について」。この案件につきましては、港区教育委員会会議規則第13条第2項の規定に基づき非公開といたしますが、ご異議はございませんでしょうか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、審議事項第1については、港区教育委員会会議規則第13条第2項の規定に基づき、非公開といたします。

## 日程第1 審議事項

### 1 港区立幼稚園教育職員の人事について（非公開）

○教育長 日程の第1「審議事項」に入ります。これより非公開の審議に入ります。

(非公開審議)

### 2 港区会計年度任用講師の任用等に関する規則の一部を改正する規則について

○教育長 審議事項第2、議案第64号「港区会計年度任用講師の任用等に関する規則の一部を改正する規則について」説明をお願いいたします。

○教育人事企画課長 それでは、議案第64号「港区会計年度任用講師の任用等に関する規則の一部を改正する規則について」、資料No. 2-3を使ってご説明させていただきます。

本案は、会計年度任用講師の公募によらない再度任用の回数上限を撤廃するため、規則の一部を改正するものです。なお、区長部局が所管する会計年度任用職員についても同様に規則を改正します。

初めに、項番1「経緯」についてです。

区長部局が所管している会計年度任用職員と、教育委員会事務局が所管している会計年度任用講師は、毎年度公募によって選考をして任用することが原則となっていますが、任用された翌年度以降は、勤務実績が良好な場合は公募による選考をせずに再び任用することができ、現在、区では国

が策定した会計年度任用職員のマニュアルを参考に、連続４回まで公募によらない再度任用を可能としています。

国の非常勤の公務員である期間業務職員についても公募によらない再度任用の回数上限がありました。本年６月２８日に、国は雇用の安定と人材確保のため、期間業務職員の公募によらない再度任用の回数上限を撤廃しました。それと同時に、国が策定した会計年度任用職員のマニュアルにおいても、再度任用の回数上限を撤廃する改正が行われました。国の動向を踏まえ、区においても昨今の労働市場の厳しさなどの社会経済情勢に柔軟に対応できるよう、公募によらない再度任用の回数上限を撤廃します。

項番２の表の下に記載してありますが、公募によらない再度任用の現在の区の運用については、区長部局と教育委員会事務局で異なっています。

区長部局所管の会計年度任用職員については公募によらない再度任用を実施していますが、教育委員会事務局所管の会計年度任用講師については、教育公務員の性質上、教員免許状の確認等の厳正な審査を確実に行うため、公募によらない再度任用は実施していません。

今後も原則どおり公募による選考を行っていく予定ですが、今後起こり得る社会経済情勢の変動に迅速に、そして柔軟に対応できるよう、規則については、区長部局の改正とあわせて、このタイミングで改正します。

次に項番の２「改正内容」についてです。表にあるとおり、公募によらない再度任用について、現行の４回であるものを削除します。

次に項番３「施行期日」についてです。施行期日は令和６年１０月１日です。

説明は以上です。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

**○教育長** ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見等はございますでしょうか。

**○田谷委員** 今ご説明いただきました、会計年度任用職員並びに任用講師。港区の場合は、それぞれ何人くらいいらっしゃるのでしょうか。

**○教育人事企画課長** 会計年度任用講師につきまして、９月２５日現在２５５人おります。また、会計年度任用職員は、区全体で約１，１００人おります。

**○田谷委員** そうすると、特に会計年度の講師２５５人というのはかなり多い状況で、非常に貴重な先生方として、引き続き採用されていくというような考え方、それを、制限をなくしたいという考え方でよろしいのでしょうか。

**○教育人事企画課長** この後、様々な対応に柔軟に対応できるよう規制は外しますが、会計年度任用講師につきましては、教育公務員という性質上、毎年人物をしっかりと審査した上で採用していく原則を続けていきたいと考えております。

**○田谷委員** そうすると、今、教師不足ということが非常に叫ばれておりますけれども、そういう中で重要な先生方の担い手であるという考え方でよろしいのでしょうか。

**○教育人事企画課長** 田谷委員ご指摘のと通りの認識でございます。

○田谷委員 そうすると、この場合、講師というのは今後は増える方向ですか、それとも減る方向ですか。

○教育人事企画課長 講師の増減につきましては、今後の施策に従って変化していくところでございます。

○田谷委員 了解いたしました。どうもありがとうございます。

○教育長 ほかは、いかがでしょうか。

○中村委員 教育委員会の場合には、実際には、今現在この公募によらない再度任用というのは事実上やっていないということですよ。しかも今後もそれは続けていくということですよ。まず、その確認をしたいのですけれども。

○教育人事企画課長 今後も、再度任用はしない方向で考えております。

○中村委員 ということは、実情と全く合致しない条文に変更するということですよ。

○教育人事企画課長 原則としては、公募による選考を経て任用することとなっておりますので、原則どおり行っていくところでございます。

○中村委員 2年目、3年目に入る人たちについては、公募によらない再度任用という制度を使って、新しい、改正する内容で、今までは4回までしか再度任用できなかったのを、4回を超えても任用していきますと、そういうふうに改正する訳でしょう。それは、教育委員会の会計年度任用講師についても、形式上はそうすると。

だけど、実務上の運用としては、この公募によらない再度任用というのは、要するに1年1年ちゃんと更新をして、審査をして、1年ごとにやっていく。という公募に、基本的に公募という形は、実際は取らない。1年終わるまで。また2年目に入るときには、その人を審査して、公募はかけないと。こういうやり方で教育委員会は、1年1年、今後もやっていくということになると、改正する規定との間の整合性というのが取れているのかなと思うのですけれども、そこはどうか。言っていることが分かるかな。

○教育人事企画課長 原則は変わりませんので、そちらと整合性は取れているものと考えております。

○中村委員 今現在は、教育委員会の会計年度任用講師は、1年経ったら、2年目に入るときに、公募によって、一応形式上は再度任用という形、公募した上で再度任用しているのではないのですか。今は。どうですか。現在は、1年経ったら。

○教育人事企画課長 おっしゃるとおりでございます。公募で毎年任用しております。

○中村委員 ですよ。今回は、公募によらない再度任用を行う場合は4回という限度があるのを撤廃するという規定に変更する。区長部局がそうするので、教育委員会もそれと同じように改正したいという、今のご提案だと思うのですけれども、ただ実際にはうちはやっていないことで、今後もやる予定はないということですよ。

やる予定はないけれども、形式上、区長部局が直すから、教育委員会の規定も直すのだという、そういうことですか。

○教育人事企画課長 現在のところは引き続き原則どおり進めてまいりますが、他区でも様々な対応を検討しておりますので、それぞれの成果や課題を参考にしながら、本区でもこの後、柔軟に対応することも視野に入れております。

○中村委員 いずれこの規定、実態は全く影響を与えないということでしょう。今、教育委員会がやっている会計年度任用講師の任用の方向に関しては、この規定を改正しても、全く実態には影響を与えない。ただ今後、再度任用というのを教育委員会としてもやる場合には、その4回限度というのがなくなって、4回以上の再度任用講師も採用できるという形に、一応受け皿として、しておくということですか。そういう理解でいいですか。

○教育人事企画課長 中村委員ご指摘のとおりでございます。

○中村委員 私としては、法律家として、実態にそぐわない規定を置いておく意味すらないと思っているので、教育委員会の規定自身、4回を限度とするというのも、これは実際にやっていないのだから、実際は1年1年ちゃんと公募による更新をやっていて、公募によらない再度任用というのは実際にやっていないのだったら、こんなものを置いておく必要はないから、こんなものはむしろ廃止してなくした方が私はすっきりするし、それが本来の法律のつくり方だと私は思いますけれども。ただ、あっても害がある訳ではないので、将来的に教育委員会として再度任用という制度を使って、4回を限度ではなくて、いい人だったら5回でも6回でも7回でもその人にお願いをするという制度をつくっておいた方がいいというのが教育委員会としての考えであれば、形式上は残してもいいと思いますけれども、今のご説明だと、今後もやる予定はないと考えていらっしゃるのなら、私個人の意見としては、こんな、別に形式上そろえる必要はないと思います。

むしろ私はもう、この規定は教育委員会の実情とは全く合っていないのだから、これは削除した方がいいかなと思っているのですけれども、それは私の個人的な意見。形式上の、将来そうなるかもしれないから、取りあえず置いておくというのだったら、特に反対もしないです。私の意見でした。すいません。

○教育人事企画課長 私どもも、優れた人材をしっかりと確保するという視点からも、様々な状況を考えて対応できるようにしてまいりたいと考えております。

○中村委員 分かりました。

○教育長 ほかは、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは採決に入ります。議案第64号について、原案どおり可決することにご異議はございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第64号については原案どおり可決することに決定いたしました。

## 日程第2 報告事項

### 1 港区スポーツ推進委員の解任について

○教育長 次に日程の第2「報告事項」に入ります。報告事項の第1「港区スポーツ推進委員の解任について」説明をお願いいたします。

○生涯学習スポーツ振興課長 それでは「港区スポーツ推進委員の解任について」ご報告をいたします。恐れ入りますが、本日付の報告資料No. 1を御覧ください。

8月30日付でスポーツ推進委員から退任届の提出がありましたので、これを受理し、解任したることについてのご報告となります。

項番1、2で、「解任するスポーツ推進委員」と「退任理由」を記載しております。赤坂地区の千葉吉功さんというスポーツ推進委員の方。一身上の都合により退任となりました。

「解任日」は8月30日。

この4月にスポーツ推進委員になられた方でしたので、1期目の途中、5か月という期間でしたけれども、8月30日付での退任となっております。

最後、項番の5「その他」ですけれども、このたび解任となられたということになりまして、赤坂地区へ後任の候補者の推薦を依頼しているところでございます。

非常に簡単ですけれども、説明は以上です。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問はございますでしょうか。

○田谷委員 ご本人の退任される理由というのは、どういうことなのでしょう。

○生涯学習スポーツ振興課長 聞き及んでいるところですけれども、まだ就学前の小さいお子さんをお持ちの方で、なかなかその関係で、土日の地域の事業ですとかイベントなどには参加が難しいということで、その旨、地区の中でスポーツ推進委員に就任するに当たってお話はあったようなのですけれども、実際に就任されて、期間を経ていく中で、なかなか地域のことに参加できないことが心苦しいといったようなことで、退任ということになったと伺っております。

○田谷委員 スポーツ推進委員も広い意味で言うと、青少年委員等もそうだと思うのですが、なかなか与えられた人数を出せばいいというところが、業務内容の説明とかそういうものが十分行き届かないということが、若干私も現場の意見として聞いております。今後も、今回のようなことがないように、業務内容をよく説明していただいてご理解いただけた上で、そういう時間の取れる人材をピックアップしていくようにしていただきたいと思います。

確かに、先日もスポーツ推進委員の懇談会がありましたけれども、結構、業務の内容を伺いますと、特に未就学児を持っておられる方がこの委員になるのは難しいかなと。少なくともお子さんをお持ちであれば小学生以上、中学生以上が好ましいかなと思っております。その辺のところも、人数合わせではなくて実際に動ける人間を、そこにはある程度の公費もかかってくる訳でございますので、十分選考していただきたいと思います。

ほかの地区でも、実際に名前を連ねていても委員会に出てこない人間がいるというやも聞いております。そういう方たちに対しても、今後継続の意思があるのかどうか。その辺のところを確認を取っていただいて、大切な税金で運営されていることでございますので、十分吟味していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。



○教育長 ほかは、いかがでしょうか。

○中村委員 言葉の問題で申し訳ないのですが、内容ではなくて、委員の解任の話が出るといつも思っていたのですが、今日、聞いてみようと思ったのですが、この「解任」という言葉なのですが、任を解くという意味ですから、辞職、退任届が出て、任命権者として、委員としての地位を解きます。そういう意味での「解任」だと思うのですが、私なんかがふだん使っている解任というのは、どちらかというと、任命権者が一方的に任を解くという場合が通常「解任」という言葉を使うので、任命権者の方で委員として不適切だから任を解く場合もあると思うのですが、そういう場合も解任という言葉を使うのですか。これは教育長に聞いた方がいいですか。よく分からないのですが、そこはどうですか、言葉は同じですか。そこをちょっと教えてください。

○生涯学習スポーツ振興課長 スポーツ推進委員に関する教育委員会規則で「特別の理由があるときは、任期中においてもスポーツ推進委員を解任することができる」という規定がありまして、そこで「解任」という言葉がございます。それによって、特に今、中村委員がおっしゃったような事情の違いは区別なく「解任」ということで処理をしているところです。

○中村委員 ということは、ほかの委員の場合でも全て、用語としてはどちらも「解任」という言葉を使っているということで理解すればよろしいのでしょうか。それでいいのですよね。

○生涯学習スポーツ振興課長 委員のおっしゃるとおりでございます。

○中村委員 これも私の個人的な意見ですが、そういう場合、全然性質が違ふから、言葉は変えた方がいいと思いますけれども。一意見でした。以上です。

○教育長 ちなみに中村委員と同じことを、私も一番最初説明に来たときに話をしたのですが、今、担当課長から話があったように、両方含めて「解任」という規定だそうでした、これは港区だけではなくて全国的にこういう使い方をされているということだそうです。ほかは、いかがでしょうか。

○鈴木委員 田谷委員が先程おっしゃっていたこととちょっと重なってしまうのですが、今回の解任の理由には金銭的な部分の負担が多かったというのは入っていらっしゃるのでしょうか。

○生涯学習スポーツ振興課長 今回の千葉さんの解任につきましては、金銭的な事情というのは特に伺っておりません。あくまで、お子さんの関係でなかなか地域の行事に参加できないところに関して心苦しさを感じてお辞めになったということで伺っております。

○教育長 よろしいでしょうか。

○鈴木委員 ありがとうございます。

○教育長 ほかは、いかがでしょうか。

では、この報告は以上とさせていただきます。

## 2 港区立郷土歴史館展示室等の休室について

○教育長 次に、報告事項の第2「港区立郷土歴史館展示室等の休室について」説明をお願いいたします。

○図書文化財課長 「港区立郷土歴史館展示室等の休室について」ご説明いたします。本日付資料No. 2を御覧ください。

報告内容です。港区立郷土歴史館展示室等の展示資料の状況確認等を実施するため、常設展示室等を休室します。

項番1「休室期間」です。令和6年12月16日月曜日から12月28日土曜日までの13日間です。なお12月19日木曜日は、通常の第3木曜日の休館日に当たります。

項番2「休室場所」です。常設展示室、特別展示室、ガイダンスルーム、コミュニケーションルームです。それ以外の場所である、旧講堂ですとかギャラリー、休憩室、ミュージアムショップ等は通常どおり利用可能となっております。

項番3「理由」です。デジタル機器等の点検、展示品の劣化防止のための変更・調整、展示室の調湿剤の交換及び展示資料の状況確認等を実施するためです。具体的には、デジタル機器の調整、湿度調整のための薬剤の交換等の維持管理を予定しております。調湿剤は、一旦回収してから薬剤の調製をして、また送り返してもらって入れ直す予定でございます。

項番4「告示日」です。本日の教育委員会報告の後、速やかに行う予定でございまして、令和6年9月下旬としております。

項番5「利用者への周知方法」です。「広報みなと」からホームページ、SNS等、記載のとおり行う予定でございます。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問等はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。では、この報告は以上とさせていただきます。

### 3 学びの多様化学校の設置について

○教育長 次に報告事項の第3「学びの多様化学校の設置について」説明をお願いいたします。

○教育指導担当課長 資料No. 3について説明いたします。

不登校児童・生徒が増加傾向にあり、より個に応じた体系的な指導が受けられる環境で学びを保障することが求められていることから、令和7年4月から、名称につきましては仮称となりますが、御成門学園御成門中学校学びの多様化学校M i n a t o S c h o o l（不登校特例校分教室）を設置いたします。

項番1から項番4につきましては、令和6年1月22日の臨時会において一度報告をしてございます。御覧いただければと存じます。

続きまして裏面、項番5を御覧ください。今後のスケジュールについて説明いたします。

10月に教育センターにて保護者説明会を実施いたします。その翌日から入室申込みが開始となり、11月末で入室申込みを終了いたします。その後、12月に就学検討委員会を開催し、入学者を決定して、4月の開設日を迎えられるように準備を進めてまいります。

現在、学びの多様化学校の魅力が保護者や生徒に伝わるよう、港区内の企業と連携した「キャリア科」、キャリア教育の実施や、「みなと科学館」の協力による理科授業や実践的な体験授業の実施など、具体的な教育活動を作成し、保護者・学校への周知に向けて準備を進めているところでございます。

なお、先程申し上げましたとおり、英語表記の「M i n a t o S c h o o l」につきましては、課内で相談した仮の名称となっております。本日皆様から、名称につきましてもご意見を頂ければと存じます。よろしくお願いいたします。

説明は以上となります。

**○教育長** ただいまの説明に対して、ご質問等はございますでしょうか。

**○田谷委員** 仮称でも「M i n a t o S c h o o l」ということです。それは結局、御成門中学校に登校する形を採るのですか。

**○教育指導担当課長** 登校につきましては、教育センター内のつばさ教室の隣に設置する場所に登校することになりますので、登校場所は教育センターとなります。所属が、御成門中学校の所属となるところでございます。

**○田谷委員** これは私よく分からないので教えていただきたいのですが、不登校の子どもを、つばさでも登校させるということが、実際登校してくるのでしょうか。

**○教育指導担当課長** 不登校のそもそもの要因につきましては様々なケースが考えられるところでございます。家からなかなか出られない子、また学校には行けるけれども教室には行けない子、様々な中で、学校にはなかなか登校できないけれども、別の場所であれば登校するなり通室するなりして、学習に取り組めるお子さん方もいます。そういうお子さんをターゲットにしながら、通室できるように、よりよい教育活動が進められるように、準備を進めるところで学びの多様化学校の設置をしているところでございます。

**○田谷委員** 分かりました。そうすると、通常の学校の教室に通うよりも、つばさなり何なりの方が、登校率が上がるという考え方でよろしいでしょうか。

それともう一つ、これはウェブで配信授業のようなものもやっているのですか。

**○教育指導担当課長** 学校に行けない子たちが、登校しやすいという形で進めているところでございますので、ニーズは高いものと考えております。

オンラインによる配信授業につきましては、現在、適応指導教室に設置しているつばさ教室でも当然実施しております。学習も、オンライン教材を活用しながら進めているところでございます。

また、新しく設置する学びの多様化学校においても、オンライン授業はできるように準備を進めているところでございます。様々な、ここに登校するため、学びの多様化学校に進めるための魅力

をしっかりと引き出していきながら、通える子たちが増えるように準備を進めてまいるところでございます。

以上でございます。

**○田谷委員** 今、課長がおっしゃっていただいた、「背景」のところに、『無気力・不安』が最も多く」と書いてあるのです。私の拙い考えですけれども、「不安」というのは、不安材料を取り除けばいいのですが、「無気力」の原因を取り除くというのは難しいのではないのですか。

**○教育指導担当課長** この「無気力」の要因は、学校の方で、無気力であるという要因であると判断して、提出して報告されているところでございます。

この無気力というところが、どこの部分が要因であるのか、また、どこの部分に興味関心を向いていくのか、または前向きなところにつながっていくのか。このところをしっかりと把握して、また、相談の中でつかんで対応していくことが大事ななと思っています。なので、そういう子たちを引き付けるような魅力的な教育課程、教育活動をしっかりと編成して進めていくところでございます。

**○田谷委員** 現場の先生方のご努力がうかがえるところでございます。大変色々難しいところだと思うのですが、ご活躍いただきたいと思います。

それから課長の最後に今、名前です。「M i n a t o S c h o o l」とありましたけれども、私も、特別とか特例とか特別支援とか、特例分教室とか、余り「特」の字を使うのは、教育関係では僕は好きではありません。個人的な意見ですが、「M i n a t o S c h o o l」がいいかどうかは分かりませんが、そういう全く、特定とか、そういうものをうたわない言葉に置き換えることは大いに結構で賛成でございます。ほかの先生方のご意見はいかがでしょう。

**○教育長** ほかに、まずはご質問等があればお願いしたいと思います。

**○鈴木委員** 先程、田谷委員の方からもウェブの活用というのをおっしゃっていたかと思うのですが、周りの不登校の子たちに聞くと、つばさ教室とかそういったところに行くのに時間がかかったり、慣れないところに行くのに苦労するので、結局、調べてはみたけれども通っていないというお話を聞いたこともあります。実際にオンラインで参加されている、現在の参加されているパーセンテージというのは、どれくらいなのでしょう。つばさ教室の方ですかね。

**○教育指導担当課長** パーセンテージにつきましては、概ね10%程度のお子さんがオンラインで活用して学習しているところでございます。

**○鈴木委員** ありがとうございます。

**○教育長** 中村委員は、いかがでしょうか。

**○中村委員** 結局今、つばさ教室で対応しているものを、もう少し教育を徹底するためにこの学びの多様化学校というのをつくるとのことだと思うのですが、学びの多様化学校にすることによって、今のつばさ教室で対応しているものに、さらにどういうメリットが付加されるのか。そこら辺はどのようにお考えでしょうか。

○教育指導担当課長 適応指導教室につきましては、そもそもで言うと、今いる学校に在籍した状態のまま通うところでございます。結局のところは在籍校に戻っていくということを前提としながら取り組んでいくことになっていきますので、学校との連携が必要になってきますが、学びの多様化学校自体はもうそこが学校でございますので、転学する形を取ります。そういうところで独自の教育課程を設置して、魅力ある教育活動を設定しながら、子どもたちがより通いやすく、また次の、次の進路先にしっかりと前を向いて活動できるような形でできる学校として、準備を進めているところでございます。そういう部分での違いがあると。

また、しっかりと成績などもつけて、実際には適応教室ではできない形で、適応指導教室では成績をつけることは難しいのですけれども、学びの多様化学校ではしっかりと成績をつけて、進路、進学についても不利益とか不便なことがないように準備が進められるものでございます。

○中村委員 ということろは、今説明していただいたところが「目的」のところにある「特別の教育課程を編成して」という言葉が出ていますが、今、課長から説明があったのが、まさに「特別な教育課程」というものが、つばさ教室では組めない。要するにそれぞれに来ている生徒たちの本来の所属校が別々にある訳ですから、今回、学びの多様化学校にすることによって、みんな同じ学校に通っているということなので、ここで統一した一つの教育課程を組める。成績もつけられるしということで、より徹底した教育ができるのではないかと、そういうことですね。

○教育指導担当課長 おっしゃるとおりでございますが、教育活動の中身については特別な教育課程でございますので、一人ひとり個に応じた教育課程を編成しますので、よりその子に合ったものが対応できるものと考えております。

○中村委員 それから、このような学びの多様化学校というものを実際に実施している実施例というのは、東京都内、あるいは全国でもいいのですけれども、どこかにあるのでしょうか。あるのだったら、どの程度あるのか、もし今分かれば教えてください。

○教育指導担当課長 実際に教育センター内で実施しているというところは、他区でもございます。その数というところは、今ここでは出せないのですが、実際に施設、ほかの施設を丸々学校という形で設置して学びの多様化学校として設置しているところもあります。

さらに、今ある学校の中に学びの多様化学校という場所を設置して、一部を学びの多様化学校として対応している区もあります。数としては、だんだん増えてきている傾向にあるところでございます。

○中村委員 東京都内で言えば、先行して同じような趣旨の学校を設置しているというのは、それなりの数があるということですかね。

○教育指導担当課長 具体的には大田区であったりとか世田谷区だったりとか八王子市だったりとか、という形で設置しているところがございます。ただ、魅力的な教育課程、特別の教育課程をこれから編成していくということに関しては、他区で企業と連携したところというのは、余りないところでございますので、そこの部分については港区の方がより先行して、連携した教育活動というのは編成するというところはあるかと考えております。

○中村委員 最後になりますけれども、港区がこれだけ中学校の不登校率が全国平均に比べて高いと。しかも実際につばさ教室等に通って学校に通えるようになったという生徒の割合というのが、全国平均と比べても低いという数字を見ると、これはゆゆしき事態だなと思うのですけれども、この港区なりの原因、何でここまで全国平均より低いのか。この辺の原因については、どうなのでしょう。教育委員会としては把握しているのでしょうか。

○教育指導担当課長 子ども一人ひとりのケース・バイ・ケースのところでございますので、一概にパターン化というところは難しいのですが、その原因であつたりとか要因であつたりとか、復帰のプログラムだつたりとか、その部分のところがしっかりと子どもに寄り添い切れていないのではないかとこのところは、こちらとしては課題意識を持って対応することは学校に対して周知する指示するなどして進めているところでございます。そういう部分が課題であると認識しております。

○中村委員 別に港区だけではなくて、どこの区であれ市であれ、どこの行政でも、子どもたちに色々な個別事情があるというのは、どこも変わらないはずですから。結局は、私が考えるには、子どもたちがなぜ学校に通えないのかという個々の理由が色々あるし、それは都市部と農村部だったら多少子どもたちにも色々な内容の差が出てくるのかもしれませんが、どちらにしても、すべからず制度が甘い。制度が甘いから、全国平均と比べても悪い傾向が出ているということに考えるべきだと私は思うので、やはりつばさ教室の運営の方法とか、もう少し考えるべきところがあるのではないかと思いますのです。

なので、せっかくですので、今度またこういう学びの多様化学校というのを設置するのであれば、そのところは、よく原因、子どもたちへの対応の仕方で、いかに個別対応がしっかりできているのかできていないのかとか、そこらを含めて、常時検討しながら、より細かに対応していただきたいなと思います。私の希望でした。

○教育長 ありがとうございます。補足をさせていただけば、前もちょっとお話しさしあげたのですが、港区の場合は私立に進学する率も高いというところもありますので、都心部と地方でそれぞれ特徴が違うというところもあります。今、中村委員からもお話がありましたように、個々の事情はそれぞれ異なっている中で、より実態に寄り添った形で、1人でも多く、つばさも含めて、そして多様化学校も含めて、卒業できるよう引き続きサポートしていきます。清水課長、正式名称としてはどういう言い方になるのでしょうか。

○教育指導担当課長 「学びの多様化学校」が名前になります。正式名称としては「御成門学園御成門中学校学びの多様化学校」が名前となります。

○教育長 「M i n a t o S c h o o l」というのは。

○教育指導担当課長 愛称として「M i n a t o S c h o o l」という形で皆さんに分かりやすくというか、通いやすくということで、愛称として「M i n a t o S c h o o l」という名前をつけさせていただこうと考えております。

○教育長 そうすると、条例なのかな、規則上では今言った「学びの多様化学校」で、通称名としてということなのかな。そこをはっきりさせていただければと思います。

○教育指導担当課長 申し訳ありません。「学びの多様化学校M i n a t o S c h o o l」の名称で文部科学省にも認可を出す予定でございます。略して「M i n a t o S c h o o l」という愛称という形で進めていきたいと考えているところでございます。

○教育長 ということです。それに対して、委員の皆様は、いかがでしょうか。お1人ずつ確認していきたいのですが、田谷委員は、これでいいということによろしいでしょうか。

○田谷委員 先程表明しましたように「M i n a t o S c h o o l」で行ってもらいたいと思います。

○教育長 鈴木委員は、いかがでしょうか。

○鈴木委員 スクールでいいのですか。ジュニアハイスクールとか、そういうものは、要らないものですか。

○教育指導担当課長 実際、今後、幅というか、入ってくる子どもたちが、小学生が入ってくるとか、今後の需要の状況等を含めて、拡大等を含めて考えると、ジュニアハイスクールだと中学校に限定されてしまうところもあると思いますので、あえて「スクール」とさせていただいているところでございます。

○教育長 鈴木委員、いかがでしょう。

○鈴木委員 二つお伺いしたいのですけれども、名前ではないのですけれども、一つは、この「M i n a t o S c h o o l」は、遠足ですとか修学旅行というのは別途用意されているものなののでしょうか。実際今回、シンガポールがあったと思うのですけれども、ふだん不登校の子たちが何人か参加しているのです。それは、通常の授業では行けなかったけれども、異国の地ということで、体験もしたいということで、不登校の子が何人か参加しているというのをお聞きしていたので、非日常的な遠足とか運動会とか、そういったものがあるかないかにもよって、普通の学校に所属していればそちらに参加はできますけれども、この「M i n a t o S c h o o l」に在籍するという形になると、イベントも必要ではないかなと思います。

それが1点と、それからもう1点が、成績について通常どおりつくというお話があったかと思うのですけれども、その「M i n a t o S c h o o l」内での成績がつくのでしょうか。

○教育指導担当課長 行事等につきましては、基本的には御成門学園の所属になりますので、御成門学園の中に参加することになっております。修学旅行等につきましては、今検討しているところでございますが、参加できる場所があれば。ただ、もともと不登校に関わるお子さん方なので、どこまで参加できるかとか、どういう形で関わる方がいいのかというのは、検討しているところでございます。

成績につきましては、特別な教育課程の中に編成しておりますので、この部分に関しては、この「M i n a t o S c h o o l」の中で成績は編成してつけていくことになると思います。今準備を進めているところでございます。

○教育長 よろしいですか。鈴木委員。成績の部分についてはまたしかるべき時期に、しっかりとまたお話をお聞かせいただければと思います。

中村委員、名前については、いかがでしょうか。

○中村委員 異議ありません。

○教育長 ありがとうございます。それでは、今の名前も含めて説明を頂きましたし、またご意見も頂きましたので、それを踏まえて引き続き準備の方を進めてまいりたいと思いますので、よろしくをお願いをしたいと思います。

- 4 後援名義等の8月使用承認について
- 5 生涯学習スポーツ振興課の8月事業実績について
- 6 生涯学習スポーツ振興課の各事業別利用状況について
- 7 生涯学習スポーツ振興課の10月事業予定について
- 8 図書館の8月分利用実績について
- 9 図書館・郷土歴史館の8月行事実績について
- 10 図書館・郷土歴史館の10月行事予定について
- 11 10月教育人事企画課事業予定について
- 12 みなと科学館の8月利用状況について

○教育長 次に報告事項の第4から12については、配布資料のとおりでございます。それぞれ、各報告事項について、ご質問等はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、報告事項は以上とさせていただきます。

本日予定している案件及び報告事項は全て終了しましたが、委員または説明員の皆様から、その他、何かございますでしょうか。

「閉会」

○教育長 それでは、本日の臨時会はこれをもって閉会といたします。

次回の定例会は10月16日、ここの月曜日が祝日になっていますので、10月16日水曜日、参集での開催をする予定でございます。

本日は長時間にわたりまして、ありがとうございました。

会議録署名人

港区教育委員会教育長

港区教育委員会委員